

令和8年度  
水質検査計画



令和8年3月  
上ノ国町水道課

## ・ はじめに

水質検査計画とは、水質基準の適合状況を把握するために不可欠である水質検査を適正に行うために、採水場所や検査項目、検査回数等について定めたものです。

町では、地域性や水源の種類・質・浄化方法等を考慮し、効率的・合理的な水質検査計画を策定して、これからもより安全で、良質な水道水の供給に努めてまいります。

## ・ 目 次

1. 基本方針	p 1
2. 水道事業の概要	p 1～2
3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況	p 2
4. 採水地点	p 2～3
5. 水質基準項目、検査頻度及び採水日程	p 3
6. 水質検査委託の内容	p 3～4
7. 臨時の水質検査	p 4
8. 水質検査計画の公表	p 4
9. 関係者との連携	p 4
表1～表5 水質基準項目及び検査頻度	p 5～9
表6～表10 水質基準項目及び採水日程	p 10～14

## 1. 基本方針

水道水が水質基準に適合し、安全であることを保証するために、以下の方針で水質検査を行います。

### 1) 検査地点

水道法で検査が義務付けられている蛇口（給水栓）に加え、浄水場の入口（原水）とします。

### 2) 検査項目

検査項目は、水道法で定められた水質基準項目を遵守するとともに、水の安全性の確保に向け必要と認められる場合は、随時必要な項目を検査することとします。

### 3) 検査頻度

#### <原水>

各水源毎に年1回（10月）、法改正により令和8年度にあらたに設定されたPFOS及びPFOA検査を含め、消毒副生成物を除く全項目（41項目）検査を実施します。また、クリプトスポリジウム等（原虫検査）を年1回、その指標菌である大腸菌・嫌気性芽胞菌の検査を安全性確認のため年12回（月1回）行います。

#### <浄水>

一般細菌、大腸菌、有機物、味、臭気及び濁度などの検査を、各系統を代表する蛇口より毎月1回実施します。

過去の検査結果を踏まえ、概ね3年に1回程度まで検査回数を減らすことが可能な項目については、法に基づき適切に対応することとします。

また、臭気発生原因物質のジェオスミン、2-メチルイソボルネオールについては、年1回（7月）実施します。

4) この計画の内容は、毎年見直しすることとします。

## 2. 水道事業の概要

上ノ国町簡易水道事業の給水状況は次のとおりです。

令和7年12月末日現在

行政区域内人口	3,993 人	
給水区域外人口	245 人	
給水区域内人口	3,748 人	
現給水人口	3,682 人	普及率 92.1%
給水戸数	2,087 戸	
計画一日最大給水量	2,200 m <sup>3</sup> /日	
計画一日平均給水量	1,520.0 m <sup>3</sup> /日	
計画一人一日最大給水量	422.0 リットル	
計画一人一日平均給水量	295.0 リットル	

## 各浄水施設の概要について

地区名	所在地	原水の種別	浄水能力	浄水処理方法
上ノ国地区	上ノ国町字桂岡	表流水	2,000 m <sup>3</sup> /日	緩速ろ過
湯ノ岱地区	上ノ国町字湯ノ岱	表流水	345 m <sup>3</sup> /日	緩速ろ過
木ノ子地区	上ノ国町字小安在	表流水	510 m <sup>3</sup> /日	緩速ろ過
小砂子地区	上ノ国町字小砂子	表流水	75 m <sup>3</sup> /日	緩速ろ過
石崎地区	上ノ国町字石崎	表流水	45 m <sup>3</sup> /日	緩速ろ過

### 3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

#### 1) 天野川水系苦符川

桂岡地区を流れる苦符川の、桂岡浄水場から上流に約4 kmの位置に取水堰を設け、表流水を自然流下で導水しています。また、自然流下の不足分の取水量を補うために増圧ポンプ場を設置して合わせて導水しています。取水施設が国有林内ということもあり、良質な河川水の取水を可能にしています。

#### 2) 天野川水系天野川支流下の沢川

湯ノ岱地区を流れる下の沢川の、湯ノ岱浄水場から上流約5.2 kmに取水堰を設け、表流水を取水し自然流下で導水しています。取水施設が国有林内ということもあり、良質な河川水の取水を可能にしています。

#### 3) 小安在川水系小安在川

木ノ子地区を流れる小安在川の、木ノ子浄水場から上流約3.2 kmに取水堰を設け、表流水を取水し自然流下にて導水しています。取水施設が道有林内ということもあり、良質な河川水の取水を可能にしています。

#### 4) 相泊川水系相泊川

小砂子地区を流れる相泊川の、小砂子浄水場から上流約0.4 kmに取水堰を設け、表流水を取水し自然流下で導水しています。取水施設の背後地が道有林ということもあり、良質な河川水の取水を可能にしています。

#### 5) 石崎川水系イゲ沢川

石崎地区を流れるイゲ沢川の、石崎飲料水供給施設から上流約0.6 kmに集水渠を設け、表流水を取水し自然流下で導水しています。取水施設の背後地が道有林ということもあり、良質な河川水の取水を可能にしています。

### 4. 採水地点

採水地点については、各水源、各浄水施設地区の水質を代表する地点を設定します。

#### (1) 原水

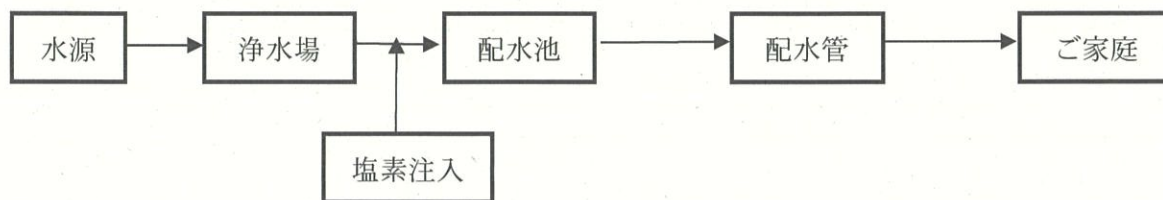
- ①天野川水系苦符川・・・・・・・・・・・・・・・・桂岡浄水場入口
- ②天野川水系天野川支流下ノ沢川・・・・・・・・湯ノ岱浄水場入口
- ③小安在川水系小安在川・・・・・・・・・・・・・・・・木ノ子浄水場入口
- ④相泊川水系相泊川・・・・・・・・・・・・・・・・小砂子浄水場入口

⑤石崎川水系イゲ沢川・・・・・・・・・・・・・・・・石崎浄水場入口

(2) 浄水（給水栓）

- ①上ノ国地区・・・・・・・・・・・・・字大留・・・・・・・・・・・・・総合福祉センター（ジョイじょぐら）
- ②湯ノ岱地区・・・・・・・・・・・・・字湯ノ岱・・・・・・・・・・・・・上ノ国町国民温泉保養センター
- ③木ノ子地区・・・・・・・・・・・・・字汐吹・・・・・・・・・・・・・汐吹生活館
- ④小砂子地区・・・・・・・・・・・・・字小砂子・・・・・・・・・・・・・小砂子地藏堂
- ⑤石崎地区・・・・・・・・・・・・・字石崎・・・・・・・・・・・・・上ノ国町役場 石崎出張所

※ 水源からご家庭に水が届けられるまでのフローは次のとおりです。



5. 水質検査方法及び精度

<水質検査方法>

- 1) 水質基準項目の検査方法は、「水質基準に関する省令に基づき環境大臣が定める方法」により検査を行います。
- 2) その他の検査方法は、「上水試験方法（日本水道協会）」により検査を行います。

<検査精度>

- 1) 原則として、基準値及び目標値の1/10の定量下限が得られることとします。
- 2) 基準値の1/10付近の測定において、金属類では変動係数（CV）が10%以内であること、また、有機物では変動係数20%以内の精度を確保していることとします。

<検査の委託について>

- 1) 法改正により民間での水質検査が可能となったことから、平成16年度より民間の水道法第20条の登録機関へ検査を依頼し、水道法で検査が義務付けられている「水質基準検査項目」及び水質管理上必要な検査項目について検査を実施しています。また、平成25年度からは委託契約を締結することで方法等の文書化を図り、より明確な検査を実施しております。

6. 水質検査委託の内容

<採水容器及び採水方法>

- 1) 採水容器については、水質検査機関が検査項目に対し採水地点ごとに用意します。また、採水容器の洗浄については、水質検査機関（受注者）の責任において充分に行います。
- 2) 採水は水道課職員が行い、採水した試料へ検査に必要な試薬を混入する場合は、慎重かつ正確に行います。

#### <運搬方法>

- 1) 採水された試料は、クーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して水質検査機関が回収及び運搬します。また、試料採水後、告示法で12時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内に運搬することとしています。

#### <検査実施状況の確認方法>

- 1) 水質検査機関の検査技術能力を把握するため、必要があれば検査結果の根拠書類、精度管理の実施状況及び外部精度管理調査に係る資料等の提出を求め確認します。

### 7. 臨時の水質検査

水源等で、次のような異常があり水道水が水質基準に適合しないおそれがある場合には、直ちに取水を停止して臨時の水質検査を実施するとともに、場合によっては安全が確認されるまで給水を停止いたします。

- イ) 水源の水質が著しく悪化したとき。
  - ロ) 水源に異常があったとき。
- 二) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系伝染病が流行しているとき。
  - ホ) 浄水過程に異常があったとき。
  - ヘ) 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されるおそれがあるとき。
  - ト) その他、特に必要があると認められるとき。

※ 検査項目は、水質汚染の原因及び周囲の状況等から判断し検査が必要な項目について実施します。

### 8. 水質検査計画の公表

水質検査計画については、年度ごとに更新し町ホームページにて公表いたします。

### 9. 関係者との連携

町では、水道水の安全性確保のため、河川を管理する北海道（函館建設管理部・江差出張所）等、関係機関と連絡を密にし、水質保全の確保に努めます。

表1 水質基準項目及び検査頻度  
【上ノ国地区】

区分	No.	項目名	基準値	年間の測定頻度		設定理由(浄水)	
				浄水	原水		
病原生物指標	1	一般細菌	100 個/ml 以下	12	1	毎月実施の検査項目(省略不可)	
	2	大腸菌	検出されないこと	12	1		
無機物質 金属	3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。	
	4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l 以下	-	1		
	5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l 以下	-	1		
	6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l 以下	-	1		
	7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l 以下	-	1		
	8	六価クロム化合物	0.05 mg/l 以下	-	1		
	9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l 以下	-	1		
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l 以下	4	1		3ヶ月毎に1回の検査項目(省略不可)
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l 以下	-	1		過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。
	12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l 以下	-	1		
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l 以下	-	1			
一般有機化学物質	14	四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。	
	15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。	
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	1	1		過去2年検査省略したため、当年度は実施。
	17	ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。	
	18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	-	1		
	19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	-	1	法令改正のため新たに水道基準項目として設定	
	20	PFOS及びPFOA	0.00005 mg/l 以下	1	1		
21	ベンゼン	0.01 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。		
消毒副生成物	22	塩素酸	0.6 mg/l 以下	4	b)	3ヶ月毎に1回の検査項目(省略不可)	
	23	クロロ酢酸	0.02 mg/l 以下	4			
	24	クロロホルム	0.06 mg/l 以下	4			
	25	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下	4			
	26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l 以下	4			
	27	臭素酸	0.01 mg/l 以下	4			
	28	総トリハロメタン	0.1 mg/l 以下	4			
	29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下	4			
	30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l 以下	4			
	31	ブロモホルム	0.09 mg/l 以下	4			
	32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l 以下	4			
色	33	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。	
	34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l 以下	-	1		
	35	鉄及びその化合物	0.3 mg/l 以下	-	1		
	36	銅及びその化合物	1.0 mg/l 以下	-	1		
味覚	37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l 以下	-	1	同上	
色	38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l 以下	-	1	同上	
味覚	39	塩化物イオン	200 mg/l 以下	12	1	毎月実施の検査項目(省略不可)	
	40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。	
味覚	41	蒸発残留物	500 mg/l 以下	1	1	過去の結果が基準値の1/5以上のため基本頻度で実施。	
	42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。	
臭気	43	ジェオスミン	0.00001 mg/l 以下	1	1	a)	
	44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l 以下	1	1		
発泡	45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。	
臭気	46	フェノール類	0.005 mg/l 以下	-	1	同上	
味覚	47	有機物(TOC)	3 mg/l 以下	12	1	毎月実施の検査項目(省略不可)	
基礎的性状	48	pH値	5.8以上8.6以下	12	1	毎月実施の検査項目(省略不可)	
	49	味	異常でないこと	12	1		
	50	臭気	異常でないこと	12	1		
	51	色度	5 度 以下	12	1		
	52	濁度	2 度 以下	12	1		
クワト指 標菌	-	大腸菌(定量試験)	検出されないこと	-	12		
	-	嫌気性芽胞菌	検出されないこと	-	12		
顕微鏡	-	クワトスホリジウム等(原虫検査)	検出されないこと	-	1		

a) 水源でカビが発生するおそれのある時期に行います。

b) 消毒を行ったときに生成するもので、原水での検査の必要はありません。

注釈) 検査回数を減らすことが可能な項目については、過去の検査結果・水源及び周囲の状況を総合的に判断し所要の検査頻度とします。

表2 水質基準項目及び検査頻度

【湯ノ岱地区】

区分	No.	項目名	基準値	年間の測定頻度		設定理由(浄水)	
				浄水	原水		
病原生物指標	1	一般細菌	100 個/ml 以下	12	1	毎月実施の検査項目(省略不可)	
	2	大腸菌	検出されないこと	12	1		
無機物質 金属	3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。	
	4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l 以下	-	1		
	5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l 以下	-	1		
	6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l 以下	-	1		
	7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l 以下	-	1		
	8	六価クロム化合物	0.05 mg/l 以下	-	1		
	9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l 以下	-	1		
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l 以下	4	1		3ヶ月毎に1回の検査項目(省略不可)
	11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l 以下	-	1		過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。
	12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l 以下	-	1		
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l 以下	-	1			
一般有機化学物質	14	四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。	
	15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。	
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	1	1		過去2年検査省略したため、当年度は実施。
	17	ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。	
	18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	-	1		
	19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	-	1		
	20	PFOS及びPFOA	0.00005 mg/l 以下	1	1	法令改正のため新たに水道基準項目として設定	
21	ベンゼン	0.01 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。		
消毒副生成物	22	塩素酸	0.6 mg/l 以下	4	b)	3ヶ月毎に1回の検査項目(省略不可)	
	23	クロロ酢酸	0.02 mg/l 以下	4			
	24	クロロホルム	0.06 mg/l 以下	4			
	25	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下	8		経過観察のため4,5,6,7,8,9,10,1月で実施。	
	26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l 以下	4		3ヶ月毎に1回の検査項目(省略不可)	
	27	臭素酸	0.01 mg/l 以下	4			
	28	総トリハロメタン	0.1 mg/l 以下	4		経過観察のため4,5,6,7,8,9,10,1月で実施。	
	29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下	8			
	30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l 以下	4			
	31	ブロモホルム	0.09 mg/l 以下	4		3ヶ月毎に1回の検査項目(省略不可)	
	32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l 以下	4			
色	33	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。	
	34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l 以下	-	1		
	35	鉄及びその化合物	0.3 mg/l 以下	-	1		
	36	銅及びその化合物	1.0 mg/l 以下	-	1		
味覚	37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l 以下	-	1	同上	
色	38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l 以下	-	1	同上	
味覚	39	塩化物イオン	200 mg/l 以下	12	1	毎月実施の検査項目(省略不可)	
	40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。	
	41	蒸発残留物	500 mg/l 以下	1	1	過去の結果が基準値の1/5以上のため基本頻度で実施。	
発泡	42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。	
臭気	43	ジェオスミン	0.00001 mg/l 以下	1	1	a)	
	44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l 以下	1	1		
発泡	45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。	
臭気	46	フェノール類	0.005 mg/l 以下	-	1	同上	
味覚	47	有機物(TOC)	3 mg/l 以下	12	1	毎月実施の検査項目(省略不可)	
基礎的性状	48	pH値	5.8以上8.6以下	12	1	毎月実施の検査項目(省略不可)	
	49	味	異常でないこと	12	1		
	50	臭気	異常でないこと	12	1		
	51	色度	5 度 以下	12	1		
	52	濁度	2 度 以下	12	1		
クリプト指標	-	大腸菌(定量試験)	検出されないこと	-	12		
	-	嫌気性芽胞菌	検出されないこと	-	12		
顕微鏡	-	クリプトスポリジウム等(原虫検査)	検出されないこと	-	1		

a) 水源でカビが発生するおそれのある時期に行います。

b) 消毒を行ったときに生成するもので、原水での検査の必要はありません。

注釈) 検査回数を減らすことが可能な項目については、過去の検査結果・水源及び周囲の状況を総合的に判断し所要の検査頻度とします。

表3 水質基準項目及び検査頻度

【木ノ子地区】

区分	No.	項目名	基準値	年間の測定頻度		設定理由(浄水)	
				浄水	原水		
病原生物指標	1	一般細菌	100 個/ml 以下	12	1	毎月実施の検査項目(省略不可)	
	2	大腸菌	検出されないこと	12	1		
無機物質 金属	3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。	
	4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l 以下	-	1		
	5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l 以下	-	1		
	6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l 以下	-	1		
	7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l 以下	-	1		
	8	六価クロム化合物	0.05 mg/l 以下	-	1		
	9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l 以下	-	1		
	10	シアニ化物(イオン)及び塩化シアニ	0.01 mg/l 以下	4	1		3ヶ月毎に1回の検査項目(省略不可)
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l 以下	-	1		過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。
	12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l 以下	-	1		
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l 以下	-	1			
一般有機化学物質	14	四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。	
	15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。	
	16	1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	1	1		過去2年検査省略したため、当年度は実施。
	17	ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。	
	18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	-	1		
	19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	-	1		
	20	PFOS及びPFOA	0.00005 mg/l 以下	1	1	法令改正のため新たに水道基準項目として設定	
21	ベンゼン	0.01 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。		
消毒副生成物	22	塩素酸	0.6 mg/l 以下	4	b)	3ヶ月毎に1回の検査項目(省略不可)	
	23	クロロ酢酸	0.02 mg/l 以下	4			
	24	クロロホルム	0.06 mg/l 以下	4			
	25	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下	4			
	26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l 以下	4			
	27	臭素酸	0.01 mg/l 以下	4			
	28	総トリハロメタン	0.1 mg/l 以下	4			
	29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下	4			
	30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l 以下	4			
	31	ブロモホルム	0.09 mg/l 以下	4			
	32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l 以下	4			
色	33	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。	
	34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l 以下	1	1	過去2年検査省略したため、当年度は実施。	
	35	鉄及びその化合物	0.3 mg/l 以下	1	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。	
	36	銅及びその化合物	1.0 mg/l 以下	-	1		
味覚	37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l 以下	-	1	同上	
色	38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l 以下	-	1	同上	
味覚	39	塩化物イオン	200 mg/l 以下	12	1	毎月実施の検査項目(省略不可)	
	40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l 以下	1	1	過去2年検査省略したため、当年度は実施。	
	41	蒸発残留物	500 mg/l 以下	4	1	過去の結果が基準値の1/5以上のため基本頻度で実施。	
発泡	42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。	
臭気	43	ジェオスミン	0.00001 mg/l 以下	1	1	a)	
	44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l 以下	1	1		
発泡	45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。	
臭気	46	フェノール類	0.005 mg/l 以下	-	1	同上	
味覚	47	有機物(TOC)	3 mg/l 以下	12	1	毎月実施の検査項目(省略不可)	
基礎的性状	48	pH値	5.8以上8.6以下	12	1	毎月実施の検査項目(省略不可)	
	49	味	異常でないこと	12	1		
	50	臭気	異常でないこと	12	1		
	51	色度	5 度 以下	12	1		
	52	濁度	2 度 以下	12	1		
クリプト指標	-	大腸菌(定量試験)	検出されないこと	-	12		
	-	嫌気性芽胞菌	検出されないこと	-	12		
顕微鏡	-	クリプトスポリジウム等(原虫検査)	検出されないこと	-	1		

a) 水源でカビが発生するおそれのある時期に行います。

b) 消毒を行ったときに生成するもので、原水での検査の必要はありません。

注釈) 検査回数を減らすことが可能な項目については、過去の検査結果・水源及び周囲の状況を総合的に判断し所要の検査頻度とします。

表4 水質基準項目及び検査頻度

【小砂子地区】

区分	No.	項目名	基準値	年間の測定頻度		設定理由(浄水)
				浄水	原水	
病原生物指標	1	一般細菌	100 個/ml 以下	12	1	毎月実施の検査項目(省略不可)
	2	大腸菌	検出されないこと	12	1	
無機物質金属	3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。
	4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l 以下	-	1	
	5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l 以下	-	1	
	6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l 以下	-	1	
	7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l 以下	1	1	過去の結果が基準値の1/10以上1/5以下のため1回/年実施
	8	六価クロム化合物	0.05 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。
	9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l 以下	-	1	
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l 以下	4	1	3ヶ月毎に1回の検査項目(省略不可)
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。
	12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l 以下	1	1	過去の結果が基準値の1/10以上1/5以下のため1回/年実施
	13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。
一般有機化学物質	14	四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。
	15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下	-	1	
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	1	1	過去2年検査省略したため、当年度は実施。
	17	ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	-	1	
	18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。
	19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	-	1	
	20	PFOS及びPFOA	0.00005 mg/l 以下	1	1	法令改正のため新たに水道基準項目として設定
21	ベンゼン	0.01 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。	
消毒副生成物	22	塩素酸	0.6 mg/l 以下	4	b)	3ヶ月毎に1回の検査項目(省略不可)
	23	クロロ酢酸	0.02 mg/l 以下	4		
	24	クロロホルム	0.06 mg/l 以下	4		
	25	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下	4		
	26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l 以下	4		
	27	臭素酸	0.01 mg/l 以下	4		
	28	総トリハロメタン	0.1 mg/l 以下	4		
	29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下	4		
	30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l 以下	4		
	31	ブロモホルム	0.09 mg/l 以下	4		
	32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l 以下	4		
色	33	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。
	34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l 以下	-	1	
	35	鉄及びその化合物	0.3 mg/l 以下	1	1	過去の結果が基準値の1/10以上1/5以下のため1回/年実施
	36	銅及びその化合物	1.0 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。
味覚	37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l 以下	1	1	過去の結果が基準値の1/10以上1/5以下のため1回/年実施
色	38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。
味覚	39	塩化物イオン	200 mg/l 以下	12	1	毎月実施の検査項目(省略不可)
	40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l 以下	4	1	過去の結果が基準値の1/5以上のため基本頻度で実施。
	41	蒸発残留物	500 mg/l 以下	4	1	同上
発泡	42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。
臭気	43	ジェオスミン	0.00001 mg/l 以下	1	1	a)
	44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l 以下	1	1	
発泡	45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。
臭気	46	フェノール類	0.005 mg/l 以下	-	1	同上
味覚	47	有機物(TOC)	3 mg/l 以下	12	1	毎月実施の検査項目(省略不可)
基礎的性状	48	pH値	5.8以上8.6以下	12	1	毎月実施の検査項目(省略不可)
	49	味	異常でないこと	12	1	
	50	臭気	異常でないこと	12	1	
	51	色度	5 度 以下	12	1	
	52	濁度	2 度 以下	12	1	
クワト指標菌	-	大腸菌(定量試験)	検出されないこと	-	12	
	-	嫌気性芽胞菌	検出されないこと	-	12	
顕微鏡	-	クワトスホリジウム等(原虫検査)	検出されないこと	-	1	

a) 水源でカビが発生するおそれのある時期に行います。

b) 消毒を行ったときに生成するもので、原水での検査の必要はありません。

注釈) 検査回数を減らすことが可能な項目については、過去の検査結果・水源及び周囲の状況を総合的に判断し所要の検査頻度とします。

表5 水質基準項目及び検査頻度

【石崎地区】

区分	No.	項目名	基準値	年間の測定頻度		設定理由(浄水)	
				浄水	原水		
病原生物指標	1	一般細菌	100 個/ml 以下	12	1	毎月実施の検査項目(省略不可)	
	2	大腸菌	検出されないこと	12	1		
無機物質 金属	3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。	
	4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l 以下	-	1		
	5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l 以下	-	1		
	6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l 以下	-	1		
	7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l 以下	-	1		
	8	六価クロム化合物	0.05 mg/l 以下	-	1		
	9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l 以下	-	1		
	10	シアニ化物イオン及び塩化シアニ	0.01 mg/l 以下	4	1		3ヶ月毎に1回の検査項目(省略不可)
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l 以下	-	1		過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。
	12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l 以下	-	1		
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l 以下	-	1			
一般有機化学物質	14	四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。	
	15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。	
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	1	1		過去2年検査省略したため、当年度は実施。
	17	ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。	
	18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	-	1		
	19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	-	1		
	20	PFOS及びPFOA	0.00005 mg/l 以下	1	1	法令改正のため新たに水道基準項目として設定	
21	ベンゼン	0.01 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。		
消毒副生成物	22	塩素酸	0.6 mg/l 以下	4	b)	3ヶ月毎に1回の検査項目(省略不可)	
	23	クロロ酢酸	0.02 mg/l 以下	4			
	24	クロロホルム	0.06 mg/l 以下	4			
	25	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下	4			
	26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l 以下	4			
	27	臭素酸	0.01 mg/l 以下	4			
	28	総トリハロメタン	0.1 mg/l 以下	4			
	29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下	4			
	30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l 以下	4			
	31	ブロモホルム	0.09 mg/l 以下	4			
	32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l 以下	4			
色	33	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。	
	34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l 以下	-	1		
	35	鉄及びその化合物	0.3 mg/l 以下	-	1		
	36	銅及びその化合物	1.0 mg/l 以下	-	1		
味覚	37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l 以下	1	1	過去2年検査省略したため、当年度は実施。	
色	38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。	
	39	塩化物イオン	200 mg/l 以下	12	1	毎月実施の検査項目(省略不可)	
味覚	40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l 以下	1	1	過去2年検査省略したため、当年度は実施。	
	41	蒸発残留物	500 mg/l 以下	4	1	過去の結果が基準値の1/5以上のため基本頻度で実施。	
発泡	42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。	
臭気	43	ジェオスミン	0.00001 mg/l 以下	1	1	a)	
	44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l 以下	1	1		
発泡	45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l 以下	-	1	過去の結果から基準値の1/10以下のため省略。	
臭気	46	フェノール類	0.005 mg/l 以下	-	1	同上	
味覚	47	有機物(TOC)	3 mg/l 以下	12	1	毎月実施の検査項目(省略不可)	
基礎的性状	48	pH値	5.8以上8.6以下	12	1	毎月実施の検査項目(省略不可)	
	49	味	異常でないこと	12	1		
	50	臭気	異常でないこと	12	1		
	51	色度	5 度 以下	12	1		
	52	濁度	2 度 以下	12	1		
クリプト指標菌	-	大腸菌(定量試験)	検出されないこと	-	12		
	-	嫌気性芽胞菌	検出されないこと	-	12		
顕微鏡	-	クリプトスポリジウム等(原虫検査)	検出されないこと	-	1		

a) 水源でカビが発生するおそれのある時期に行います。

b) 消毒を行ったときに生成するもので、原水での検査の必要はありません。

注釈) 検査回数を減らすことが可能な項目については、過去の検査結果・水源及び周囲の状況を総合的に判断し所要の検査頻度とします。

表6

## 上ノ国地区 水質検査項目等及び採水日程

項目	○浄水	●原水	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	数量	
1 一般細菌	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13	
2 大腸菌	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13	
3 カドミウム及びその化合物	3年	1年							●						1	
4 水銀及びその化合物	3年	1年							●						1	
5 セレン及びその化合物	3年	1年							●						1	
6 鉛及びその化合物	3年	1年							●						1	
7 ヒ素及びその化合物	3年	1年							●						1	
8 六価クロム化合物	3年	1年							●						1	
9 亜硝酸態窒素	3年	1年							●						1	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月	1年	○			○			○	●		○			5	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3年	1年							●						1	
12 フッ素及びその化合物	3年	1年							●						1	
13 ホウ素及びその化合物	3年	1年							●						1	
14 四塩化炭素	3年	1年							●						1	
15 1,4-ジオキサン	3年	1年							●						1	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1年	1年							○	●					2	
17 ジクロロメタン	3年	1年							●						1	
18 テトラクロロエチレン	3年	1年							●						1	
19 トリクロロエチレン	3年	1年							●						1	
20 PFOS及びPFOA	1年	1年				○			●						2	
21 ベンゼン	3年	1年							●						1	
22 塩素酸	3ヶ月		○			○			○			○			4	
23 クロロ酢酸	3ヶ月		○			○			○			○			4	
24 クロロホルム	3ヶ月		○			○			○			○			4	
25 ジクロロ酢酸	3ヶ月		○			○			○			○			4	
26 ジブロモクロロメタン	3ヶ月		○			○			○			○			4	
27 臭素酸	3ヶ月		○			○			○			○			4	
28 総トリハロメタン	3ヶ月		○			○			○			○			4	
29 トリクロロ酢酸	3ヶ月		○			○			○			○			4	
30 ブロモジクロロメタン	3ヶ月		○			○			○			○			4	
31 ブロモホルム	3ヶ月		○			○			○			○			4	
32 ホルムアルデヒド	3ヶ月		○			○			○			○			4	
33 亜鉛及びその化合物	3年	1年							●						1	
34 アルミニウム及びその化合物	3年	1年							●						1	
35 鉄及びその化合物	3年	1年							●						1	
36 銅及びその化合物	3年	1年							●						1	
37 ナトリウム及びその化合物	3年	1年							●						1	
38 マンガン及びその化合物	3年	1年							●						1	
39 塩化物イオン	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13	
40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	3年	1年							●						1	
41 蒸発残留物	1年	1年							○	●					2	
42 陰イオン界面活性剤	3年	1年							●						1	
43 ジェオスミン	1回/時期	1年				○			●						2	
44 2-メチルイソボルネオール	1回/時期	1年				○			●						2	
45 非イオン界面活性剤	3年	1年							●						1	
46 フェノール類	3年	1年							●						1	
47 有機物(TOC)	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13	
48 pH値	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13	
49 味	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13	
50 臭気	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13	
51 色度	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13	
52 濁度	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13	
項目数			21	9	9	24	9	9	23	41	9	9	21	9	9	203

指標菌検査	大腸菌(定量試験)	毎月	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
	嫌気性芽胞菌(ウエルシュ芽胞菌)	毎月	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
顕微鏡	カプトスポリジウム等(原虫検査)	1年				●										1
項目数			2	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	25

表7

## 湯ノ岱地区 水質検査項目等及び採水日程

	項目	○浄水	●原水	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	数量	
1	一般細菌	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	13	
2	大腸菌	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	13	
3	カドミウム及びその化合物	3年	1年							●						1	
4	水銀及びその化合物	3年	1年							●						1	
5	セレン及びその化合物	3年	1年							●						1	
6	鉛及びその化合物	3年	1年							●						1	
7	ヒ素及びその化合物	3年	1年							●						1	
8	六価クロム化合物	3年	1年							●						1	
9	亜硝酸態窒素	3年	1年							●						1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月	1年	○			○			○	●		○			5	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3年	1年							●						1	
12	フッ素及びその化合物	3年	1年							●						1	
13	ホウ素及びその化合物	3年	1年							●						1	
14	四塩化炭素	3年	1年							●						1	
15	1,4-ジオキサン	3年	1年							●						1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1年	1年							○	●					2	
17	ジクロロメタン	3年	1年							●						1	
18	テトラクロロエチレン	3年	1年							●						1	
19	トリクロロエチレン	3年	1年							●						1	
20	PFOS及びPFOA	1年	1年				○			●						2	
21	ベンゼン	3年	1年							●						1	
22	塩素酸	3ヶ月		○			○			○			○			4	
23	クロロ酢酸	3ヶ月		○			○			○			○			4	
24	クロロホルム	3ヶ月		○			○			○			○			4	
25	ジクロロ酢酸	8回/時期		○	○	○	○	○	○	○			○			8	
26	ジブロモクロロメタン	3ヶ月		○			○			○			○			4	
27	臭素酸	3ヶ月		○			○			○			○			4	
28	総トリハロメタン	3ヶ月		○			○			○			○			4	
29	トリクロロ酢酸	8回/時期		○	○	○	○	○	○	○			○			8	
30	ブロモジクロロメタン	3ヶ月		○			○			○			○			4	
31	ブロモホルム	3ヶ月		○			○			○			○			4	
32	ホルムアルデヒド	3ヶ月		○			○			○			○			4	
33	亜鉛及びその化合物	3年	1年							●						1	
34	アルミニウム及びその化合物	3年	1年							●						1	
35	鉄及びその化合物	3年	1年							●						1	
36	銅及びその化合物	3年	1年							●						1	
37	ナトリウム及びその化合物	3年	1年							●						1	
38	マンガン及びその化合物	3年	1年							●						1	
39	塩化物イオン	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	13	
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	3年	1年							●						1	
41	蒸発残留物	1年	1年							○	●					2	
42	陰イオン界面活性剤	3年	1年							●						1	
43	ジェオスミン	1回/時期	1年				○			●						2	
44	2-メチルイソボルネオール	1回/時期	1年				○			●						2	
45	非イオン界面活性剤	3年	1年							●						1	
46	フェノール類	3年	1年							●						1	
47	有機物(TOC)	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	13	
48	pH値	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	13	
49	味	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	13	
50	臭気	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	13	
51	色度	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	13	
52	濁度	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	13	
項目数				21	11	11	24	11	11	23	41	9	9	21	9	9	211

指標菌	大腸菌(定量試験)	毎月	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
検査	嫌気性芽胞菌(ウエルシュ芽胞菌)	毎月	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
顕微鏡	クリプトスポリジウム等(原虫検査)	1年				●										1
項目数			2	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	25

表8

## 木ノ子地区 水質検査項目等及び採水日程

項目	○浄水	●原水	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	数量
1 一般細菌	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	13
2 大腸菌	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	13
3 カドミウム及びその化合物	3年	1年								●					1
4 水銀及びその化合物	3年	1年								●					1
5 セレン及びその化合物	3年	1年								●					1
6 鉛及びその化合物	3年	1年								●					1
7 ヒ素及びその化合物	3年	1年								●					1
8 六価クロム化合物	3年	1年								●					1
9 亜硝酸態窒素	3年	1年								●					1
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月	1年	○			○			○	●		○			5
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3年	1年								●					1
12 フッ素及びその化合物	3年	1年								●					1
13 ホウ素及びその化合物	3年	1年								●					1
14 四塩化炭素	3年	1年								●					1
15 1,4-ジオキサン	3年	1年								●					1
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1年	1年							○	●					2
17 ジクロロメタン	3年	1年								●					1
18 テトラクロロエチレン	3年	1年								●					1
19 トリクロロエチレン	3年	1年								●					1
20 PFOS及びPFOA	1年	1年				○				●					2
21 ベンゼン	3年	1年								●					1
22 塩素酸	3ヶ月		○			○			○			○			4
23 クロロ酢酸	3ヶ月		○			○			○			○			4
24 クロロホルム	3ヶ月		○			○			○			○			4
25 ジクロロ酢酸	3ヶ月		○			○			○			○			4
26 ジブromokロロメタン	3ヶ月		○			○			○			○			4
27 臭素酸	3ヶ月		○			○			○			○			4
28 総トリハロメタン	3ヶ月		○			○			○			○			4
29 トリクロロ酢酸	3ヶ月		○			○			○			○			4
30 ブロモジクロロメタン	3ヶ月		○			○			○			○			4
31 ブロモホルム	3ヶ月		○			○			○			○			4
32 ホルムアルデヒド	3ヶ月		○			○			○			○			4
33 亜鉛及びその化合物	3年	1年								●					1
34 アルミニウム及びその化合物	1年	1年							○	●					2
35 鉄及びその化合物	1年	1年							○	●					2
36 銅及びその化合物	3年	1年								●					1
37 ナトリウム及びその化合物	3年	1年								●					1
38 マンガン及びその化合物	3年	1年								●					1
39 塩化物イオン	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	13
40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1年	1年							○	●					2
41 蒸発残留物	3ヶ月	1年	○			○			○	●		○			5
42 陰イオン界面活性剤	3年	1年								●					1
43 ジェオスミン	1回/時期	1年				○				●					2
44 2-メチルイソボルネオール	1回/時期	1年				○				●					2
45 非イオン界面活性剤	3年	1年								●					1
46 フェノール類	3年	1年								●					1
47 有機物(TOC)	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	13
48 pH値	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	13
49 味	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	13
50 臭気	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	13
51 色度	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	13
52 濁度	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	13
項目数			22	9	9	25	9	9	26	41	9	9	22	9	208

指標菌	大腸菌(定量試験)	毎月	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
検査	嫌気性芽胞菌(ウエルシュ芽胞菌)	毎月	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
顕微鏡	クリプトスポリジウム等(原虫検査)	1年				●									1
項目数			2	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	25

表9

小砂子地区 水質検査項目等及び採水日程

項目	○浄水	●原水	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	数量	
1 一般細菌	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	13	
2 大腸菌	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	13	
3 カドミウム及びその化合物	3年	1年							●						1	
4 水銀及びその化合物	3年	1年							●						1	
5 セレン及びその化合物	3年	1年							●						1	
6 鉛及びその化合物	3年	1年							●						1	
7 ヒ素及びその化合物	1年	1年						○	●						2	
8 六価クロム化合物	3年	1年							●						1	
9 亜硝酸態窒素	3年	1年							●						1	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月	1年	○			○			○	●		○			5	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3年	1年							●						1	
12 フッ素及びその化合物	1年	1年							○	●					2	
13 ホウ素及びその化合物	3年	1年							●						1	
14 四塩化炭素	3年	1年							●						1	
15 1,4-ジオキサン	3年	1年							●						1	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1年	1年							○	●					2	
17 ジクロロメタン	3年	1年							●						1	
18 テトラクロロエチレン	3年	1年							●						1	
19 トリクロロエチレン	3年	1年							●						1	
20 PFOS及びPFOA	1年	1年				○			●						2	
21 ベンゼン	3年	1年							●						1	
22 塩素酸	3ヶ月		○			○			○			○			4	
23 クロロ酢酸	3ヶ月		○			○			○			○			4	
24 クロロホルム	3ヶ月		○			○			○			○			4	
25 ジクロロ酢酸	3ヶ月		○			○			○			○			4	
26 ジブロモクロロメタン	3ヶ月		○			○			○			○			4	
27 臭素酸	3ヶ月		○			○			○			○			4	
28 総トリハロメタン	3ヶ月		○			○			○			○			4	
29 トリクロロ酢酸	3ヶ月		○			○			○			○			4	
30 ブロモジクロロメタン	3ヶ月		○			○			○			○			4	
31 ブロモホルム	3ヶ月		○			○			○			○			4	
32 ホルムアルデヒド	3ヶ月		○			○			○			○			4	
33 亜鉛及びその化合物	3年	1年							●						1	
34 アルミニウム及びその化合物	3年	1年							●						1	
35 鉄及びその化合物	1年	1年							○	●					2	
36 銅及びその化合物	3年	1年							●						1	
37 ナトリウム及びその化合物	1年	1年							○	●					2	
38 マンガン及びその化合物	3年	1年							●						1	
39 塩化物イオン	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	13	
40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	3ヶ月	1年	○			○			○	●		○			5	
41 蒸発残留物	3ヶ月	1年	○			○			○	●		○			5	
42 陰イオン界面活性剤	3年	1年							●						1	
43 ジェオスミン	1回/時期	1年				○			●						2	
44 2-メチルイソボルネオール	1回/時期	1年				○			●						2	
45 非イオン界面活性剤	3年	1年							●						1	
46 フェノール類	3年	1年							●						1	
47 有機物(TOC)	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	13	
48 pH値	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	13	
49 味	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	13	
50 臭気	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	13	
51 色度	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	13	
52 濁度	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	13	
項目数			23	9	9	26	9	9	28	41	9	9	23	9	9	214

指標菌	大腸菌(定量試験)	毎月	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
検査	嫌気性芽胞菌(ウエルシュ芽胞菌)	毎月	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
顕微鏡	クリプトスポリジウム等(原虫検査)	1年				●										1
項目数			2	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	25

表10

石崎地区 水質検査項目等及び採水日程

項目	○浄水	●原水	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	数量	
1 一般細菌	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13	
2 大腸菌	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13	
3 カドミウム及びその化合物	3年	1年							●						1	
4 水銀及びその化合物	3年	1年							●						1	
5 セレン及びその化合物	3年	1年							●						1	
6 鉛及びその化合物	3年	1年							●						1	
7 ヒ素及びその化合物	3年	1年							●						1	
8 六価クロム化合物	3年	1年							●						1	
9 亜硝酸態窒素	3年	1年							●						1	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月	1年	○			○			○	●		○			5	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3年	1年							●						1	
12 フッ素及びその化合物	3年	1年							●						1	
13 ホウ素及びその化合物	3年	1年							●						1	
14 四塩化炭素	3年	1年							●						1	
15 1,4-ジオキサン	3年	1年							●						1	
16 <small>トランス-1,2-ジクロロエチレン及びヒドログス-1,2-ジクロロエチレン</small>	1年	1年							○	●					2	
17 ジクロロメタン	3年	1年							●						1	
18 テトラクロロエチレン	3年	1年							●						1	
19 トリクロロエチレン	3年	1年							●						1	
20 PFOS及びPFOA	手入力	1年				○			●						2	
21 ベンゼン	3年	1年							●						1	
22 塩素酸	3ヶ月		○			○			○			○			4	
23 クロロ酢酸	3ヶ月		○			○			○			○			4	
24 クロロホルム	3ヶ月		○			○			○			○			4	
25 ジクロロ酢酸	3ヶ月		○			○			○			○			4	
26 ジブロモクロロメタン	3ヶ月		○			○			○			○			4	
27 臭素酸	3ヶ月		○			○			○			○			4	
28 総トリハロメタン	3ヶ月		○			○			○			○			4	
29 トリクロロ酢酸	3ヶ月		○			○			○			○			4	
30 ブロモジクロロメタン	3ヶ月		○			○			○			○			4	
31 ブロモホルム	3ヶ月		○			○			○			○			4	
32 ホルムアルデヒド	3ヶ月		○			○			○			○			4	
33 亜鉛及びその化合物	3年	1年							●						1	
34 アルミニウム及びその化合物	3年	1年							●						1	
35 鉄及びその化合物	3年	1年							●						1	
36 銅及びその化合物	3年	1年							●						1	
37 ナトリウム及びその化合物	1年	1年							○	●					2	
38 マンガン及びその化合物	3年	1年							●						1	
39 塩化物イオン	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13	
40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1年	1年							○	●					2	
41 蒸発残留物	3ヶ月	1年	○			○			○	●		○			5	
42 陰イオン界面活性剤	3年	1年							●						1	
43 ジェオスミン	1回/時期	1年				○			●						2	
44 2-メチルイソボルネオール	1回/時期	1年				○			●						2	
45 非イオン界面活性剤	3年	1年							●						1	
46 フェノール類	3年	1年							●						1	
47 有機物(TOC)	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13	
48 pH値	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13	
49 味	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13	
50 臭気	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13	
51 色度	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13	
52 濁度	毎月	1年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13	
項目数			22	9	9	25	9	9	25	41	9	9	22	9	9	208

指標菌	大腸菌(定量試験)	1年								●						1
検査	嫌気性芽胞菌(ウエルシュ芽胞菌)	1年								●						1
顕微鏡	クリプトスポリジウム等(原虫検査)	3年														
項目数										2						2



水質検査計画に関する問い合わせ先

上ノ国町役場 水道課

〒049-0698

檜山郡上ノ国町字大留 100 番地

TEL : 0139-55-2314

FAX : 0139-55-2025

HP : <https://www.town.kaminokuni.lg.jp>

